

～相談事例～

こんな時、どうするの？ DIY が出る廃棄物、家庭菜園、処理困難物の処分

今回は、今年になって市町から処分を断られ、協会に転送される相談等を御案内し、御提案をしたいと思います。



(ケース1)

DIY、いわゆる Do it yourself、日本語で言えば日曜大工のことですが、最近テレビで紹介されることも多く、材料もホームセンターやインターネットなどで簡単に入手できるため、壁紙の張替えや塗り替えにとどまらず、浴槽を入れ替えた方がいました。浴槽を入れ替え、これまで使用していた浴槽の処分を市に相談したところ、当協会を紹介され電話をしてきたようです。

DIY により発生した廃棄物は紛れもなく一般廃棄物に該当し、処理責任は市にあります。産業廃棄物の処理の許可、施設があっても、一般廃棄物の処理は一般廃棄物の処理の許可がないと違法になってしまうことを説明し、再度市の担当者に処理をお願いするよう説明し電話を切りました。

県内市町の一般廃棄物担当者の方の一部には、いまだに処理困難物は産廃処理と思っている方がおり、産業廃棄物処理の許可、施設があっても、一般廃棄物の処理はできないことを粘り強く説明しております。

(ケース2)

家庭菜園で使用した肥料や農薬の処理について、相談がありました。

以前、平成3年8月号で、植木鉢やプランターの土の処理を依頼されたが、廃棄物処理法の許可を必要とするのか相談がありましたが、土は廃棄物処理法の対象外と言うことで、周辺環境に影響がないよう処理するよう回答したところでした。

今回は家庭菜園で残った肥料や農薬です。このケースもケース1と同様、一般廃棄物に該当することを説明し、市に処理をお願いするよう説明しました。

また、残った肥料や農薬は適切に保管し、来年使用することを提案し、電話を切りました。

上記、いずれの場合も、市町で処理困難物に該当するもので、処分先が見当たらない現状です。産業廃棄物の処分の許可で一般廃棄物の処分はできませんし、処分してしまうと廃棄物処理法違反になってしまいます。このような処理困難物を処分する場合は、必ず、市町から処分の許可を取得してください。

この現状は、廃棄物処理法第7条第10項1、当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること、に該当すると思われます。一般廃棄物処分の許可を取得するにはこのほかにいくつか条件はありますが、産業廃棄物の処分の許可を取得し、処理困難物の処分が可能な方は、この現状を市町に説明し、理解していただき、一般廃棄物の処分の許可を取得することをお奨めします。

廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言等を行う事業を実施しております。(11月1日現在、10件契約)
詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認(契約内容に漏れがないか等)。
- 処理業を継続するには人手不足のため、誰か事業を承継してくれないか。
- マニフェスト等の確認(適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等)。
- 処分状況の確認(処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認)。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。(当協会の正会員及び賛助会員は5万円)
※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。